

## ＜意見の内容及び意見に関する県の考え方＞

### (1) 全体に関すること

意見の内容	県の考え方
<p>先に国が示した「食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針（ガイドライン）」の改正を受けた「茨城県食品衛生法施行条例」の一部改正は、食品事業者にとっては大きな関心事です。</p> <p>改正後施行までに時間の猶予を取られることと改正趣旨の説明会の開催をお願いするとともに、きめ細かい指導・支援をお願いします。</p>	<p>茨城県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例は、県民の食の安全・安心を確保するために、食品等事業者に対し、新たに義務を課す規定を一部設けることとしておりますので、公布から施行までに必要な経過措置期間を設け、その間に、食品等事業者に対する改正の趣旨を含めた周知に努めるとともに、必要な指導・助言を行ってまいります。</p>

### (2) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準の追加について

意見の内容	県の考え方
<p>ガイドラインでは12手順7原則を踏まえた危害分析・重要管理点方式を示していると思われませんが、FDAが発表したりテールレベルのHACCPガイドラインによる取り組みが一部の飲食店業界でなされています。この取り組みですと9手順7原則となります。</p> <p>危害分析・重要管理点・管理基準の対応は問題ありませんが、チーム編成などが困難となります。</p> <p>条例制定後の施行に際して、混乱が生じないようにお願いします。</p>	<p>HACCPを用いた衛生管理方式は、国際標準として諸外国で広く普及しており、危害分析・重要管理点方式を用いる場合の基準（以下「HACCP導入型基準」という。）の食品等事業者への導入促進によって、食品の安全性の更なる向上を期待しております。</p> <p>同基準がより多くの食品等事業者に導入促進されるよう、国の「食品製造におけるHACCPによる工程管理の普及のための検討会」の検討状況を注視しながら、一定の衛生レベルを維持しつつ、事業者の規模等に応じた柔軟な対応について、検討してまいります。</p>
<p>HACCP導入型基準への取り組みに対する事前指導や支援助言についてはきめ細かな対応をお願いします。（国の示した導入支援のための手引書等だけでは足りないと思われれます。）</p>	<p>保健所において、食品等事業者からのHACCP導入型基準の導入に係る相談等に対して、適切な指導・助言が行えるよう、食品衛生監視員の資質の向上に努めてまいります。</p>

<p>取り組み強化のための食品事業者への新たな人材育成は考えていますか。</p>	<p>HACCP 導入型基準は、食品等事業者による自主的な取り組みにより、導入のための準備をはじめとし、導入後の定期的な検証や必要な見直しを行っていただくことが必要となりますが、このためには人材育成も必要であることから、関係団体から意見を頂きながら検討してまいります。</p>
<p>適否の判定方法はどのようになされるのか。決定次第、示していただきたい。</p>	<p>HACCP 導入型基準を遵守しているか否かは、保健所の食品衛生監視員による施設への立入検査により確認を行ってまいります。</p>
<p>すべての業種同時に対応が原則ですが、重点対象業種などを定めた段階的な普及は考えていますか。</p>	<p>国において、随時、業種別の導入支援のための手引書を作成していくこととしておりますので、その作成状況等を踏まえながら、製造業者や加工業者を中心とした段階的な普及を進めてまいります。</p>
<p>従前の管理運営基準に、新たに HACCP 導入型基準が追加されることは、食品の衛生管理レベルを向上させるうえでも大変重要で、歓迎すべきことです。</p> <p>県では、「いばらきハサップ認証制度」を創設し、その普及に取り組まれてきましたが、この度の改正にともなって、さらに多くの企業でその認証制度導入につながることを望みます。</p>	<p>本県独自の「いばらきハサップ認証制度」等の既存の制度を活用しつつ、より多くの食品等事業者への HACCP 導入型基準の導入が促進されるよう、普及に努めてまいります。</p>

(3) ノロウイルス食中毒対策に係る規定の追加について

意見の内容	県の考え方
<p>現行条例中別表第 1 第 2 食品取扱者「症状を呈している食品取扱者」に準じた職員の報告義務はお考えでしょうか。(同居家族等の発症・不顕性感染者対策に苦慮しています)</p>	<p>食品取扱者以外の職員に対する健康状態の報告までは、特に規定することを考えておりません。</p> <p>なお、食品取扱者を原因とするノロウイルス食中毒については、従来から規定している作業前の健康状態の点検に加え、手指の洗</p>

	<p>浄・消毒の徹底や使い捨て手袋の適宜交換、トイレ時の作業着等の交換を徹底することで発生を予防することが可能と考えており、今般の改正により、これらの規定を新たに追加することとしております。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、施設内における食品取扱者のノロウイルス感染の予防対策としては、食品取扱者以外の職員の健康状態も同様に把握し、対策を講じていくことも有効であることから、必要に応じて食品等事業者への助言を行ってまいります。</p>
<p>ノロウイルス食中毒の発生を予防することにつながる措置であり、歓迎すべきことと考えています。</p> <p>今後もノロウイルス食中毒発生を予防する施策を強化されるよう要望します。</p>	<p>食品等事業者に対し、十分に周知するとともに、保健所の食品衛生監視員による監視指導を徹底することにより、ノロウイルス食中毒の予防に努めてまいります。</p>

(4) 情報の提供に係る規定の追加について

意見の内容	県の考え方
<p>消費者保護と被害拡大防止に重要であると考えます。</p> <p>事業者や地域でバラツキが生じないよう、報告の例示等を示していただくことはできますか。</p> <p>特に、異味・異臭については個人差が大きく、事業者もどの程度なら「健康被害」ととらえるか判断に苦慮しています。</p>	<p>「健康への影響が否定できない異物混入や異味・異臭の情報」は、健康被害の未然防止や拡大防止のための迅速かつ的確な対応を講じるための重要な情報であるため、報告が適切になされるよう、例示を用いた周知に努めてまいります。</p>
<p>必要な規定の追加だと考えます。</p> <p>運用にあたっては、食品関連事業者への周知を徹底されることを要望します。</p>	<p>健康被害の未然防止や拡大防止を図るために重要な情報であるため、食品等事業者からの保健所への報告が適切になされるよう、十分な周知に努めてまいります。</p>